

(別紙様式1)

平成19年 3月 31日

文化庁長官官房審議官 殿

福岡 県

東海大学付属第五高等学校

校長名 大金 真人



平成18年度「著作権教育研究協力校」における著作権教育の具体的指導法の研究開発の成果報告書を提出します。

研 究 成 果 報 告 書

研究の実施期間：委嘱を受けた日から平成19年3月31日

研究担当者名：平田 恒敏

1 学校の概要

所在地・電話番号	〒811-4193 所在地：福岡県宗像市田久1丁目9番2号 TEL：0940-32-3311				
児童・生徒数 (平成18年4月1日現在)	学 年	生徒・児童数			学級数
		男	女	計	
	第1学年	130	83	213	6
	第2学年	150	98	248	8
	第3学年	224	131	355	11
	第4学年				
	第5学年				
	第6学年				
	計	504	312	816	25
教 員 数	68 名				
学 校 ・ 地 域 の 教 育 的 環 境	本校は玄海灘に面し、古代から大陸の文化の影響を受けた歴史ある宗像の地に1966年に開校した東海大学の付属高校である。委員会活動や部活動が活発な普通科と東海大学海洋調査船「望星丸」の体験航海などユニークな実習を持つ理数科がある。学校の回りは田畑に囲まれた美しい田園風景が続き、遠くには幾重も山並みが見える。部活動は盛んで、特にサッカー部の全国大会出場や、伝統ある柔道部は5人のオリンピック選手を生み出した実績を持つ。学校の教育方針で、生徒達は学習と同時に、体育祭・文化祭等の学校行事にも力を入れている。				

2 研究成果の概要

(1) 研究主題

著作権の尊重と創造を目指すヒューマニズムに満ちた生徒の育成

(2) 研究のねらい

生徒、教職員が高等学校の課程において、人類が産み出した知的財産（著作物）の意義や価値を理解し、文化の創造者や継承者としてのマインドを育てていくことを目的とする。

- ①知的財産(著作物)を創造する力を育てる学習
- ②知的財産(著作物)が社会を豊かにすることを理解する学習
- ③知的財産(著作物)を創造した人を尊敬する学習

(3) 研究の概要

学校法人東海大学の学園全体で実施している知的財産教育（特別授業、教科内の知的財産教育）を基本とし、専門家の指導による研修や講演を通して、著作権の概念や役割を学ぶと同時に、行事や日常の実践の機会を通して、生徒自らが著作権を尊重し、著作物の創造・保護・活用を実践する体制を作り、学校全体で人類の文化を尊重する授業を展開する。

1) 各学年知的財産特別授業（15時間）

学園では幼稚園から大学院までの発達段階に応じた知的財産教育が企画され、各学校の裁量により実践が行われている。従来、やや産業財産権分野に偏りがあったが、今年度はどの時間にも著作権に関する事例を入れ、特に産業財産権との比較を行い、著作物の創造と権利尊重の部分を学習に組み入れた。

i. 第1学年の特別授業計画（5時間）

1回目 「身近な著作権について」

- ・ 知的財産教育が現代の高校生に必要な理由を理解する。日本のみならず世界中で知的財産教育が急速に拡大している現状を明らかにする。
- ・ 身近な例をもとにして知的財産権について考える。・・・身近な著作権について学習する。

2回目 「発明（特許権）の歴史と著作権」

- ・ 申請しなければ得られない権利と無法式主義（著作権）について学習する。
- ・ 創造性教育の中で特に特許や発明について歴史的なものから現代に至るまでの事例

を基に学習する。

3回目 「学園オリンピック知的財産部門等への挑戦」

- ・高校現代文明論Ⅰで学園オリンピック「知的財産部門」への参加に取り組む。
- ・学園オリンピックニュースを使って生徒に参加意欲や指導を与える。
- ・図面、文章の引用（著作権）を学ぶ。

※学園オリンピック（知的財産部門）は、東海大学の付属高等学校・付属中学校性対象に毎年行われ、各校の生徒より提出された「暮らしを豊かにするアイデア」のレポートを審査し、一次審査合格者には夏休みに東海大学婦恋研修センターで1週間の知財セミナーに参加する。

4回目 「クイズで学ぶ知的財産権（著作権に関するクイズ）」

- ・身近な知的財産教育権（著作権）を知る。
- ・知的財産権を守り、活用する生活を営む方法を学ぶ。

5回目 「ユニバーサルデザイン」

- ・日常の用具を参考に付加価値のあるものはどれかを観察し、どこに工夫や優れた技術があるか紹介し、討論を重ねる。
- ・自分で考案したユニバーサルデザインを公表するときの著作権について考える。
(ホームページ、CM等の問題点)

ii. 第2学年の特別授業計画（5時間）

1回目 「発明物語（身近な発明Ⅱ）、著作物の歴史」

- ・ノーベル・無装荷ケーブル・身近な発明品等を学習する。
- ・創造性教育の中で特に著作物、特許や発明について歴史的なものから現代に至るまでの事例を基に学習する。
- ・著作権、産業財産権の保護期間や制度について学習する。

2回目 「絵画、スケッチ、デザイン、ネーミングに挑戦」

- ・絵画、スケッチ（著作物）、デザイン（意匠権）、ネーミング体験を行う。
- ・生徒が市場で調べてきた著作物、高付加価値の商品の写真、デザイン（著作権・商標・意匠件）についてグループ発表をし、知的財産の認識を深める。

3回目 「学園オリンピックに向けた取り組み」

- ・学園オリンピック知的財産部門等への挑戦させる。
- ・高校現代文明論Ⅰで学園オリンピック「知的財産部門」へ参加を促す。
- ・学園オリンピックニュースを使って生徒の参加意欲を喚起し指導を与える。
- ・図面、文章の引用（著作権）を考える。

4回目 「クイズ形式で知的財産権を学ぶ」

- ・クイズ形式で身近な知的財産権（著作権と産業財産権）の違いを知る。
- ・さまざまな知的財産権を事例を入れて理解させる。

5回目 「知的財産を活用する社会について。」

- ・知的財産を活用した事例の学習（社会的な影響）
- ・発明を形にし、特許になるまでのプロセスを考える。
- ・身近な著作物、発明と特許について学び、文化庁「著作権」テキスト、「産業財産権」

テキストについて学ぶ。

iii. 第3学年の特別授業計画（5時間）【授業内容】

1回目 「未来の商品開発Ⅰ」

- ・発想法（ブレインストーミング法、KJ法、NM法）を学ぶ。
- ・商品開発についての法的な面、技術的な面、発想法のプロセスなど基本的なステップについて学ぶ。
- ・商品の紹介に関する著作権の学習（音楽、写真、映像）を行う。

2回目 「未来の商品開発Ⅱ（プレゼンテーション：生徒の発表）」

- ・発明・創造体験（著作物・発明・発想の実践）をする。
- ・自分達で考えた「未来の商品」について、グループで商品の特性や、付加価値の部分について紹介する。
- ・模倣会社の設立とCM、PR等の著作権について考える。

3回目 「社会の仕組みとしての著作権の学習」

- ・ケーススタディーを通して、これからの社会人として必要な著作権の学習を行う。

4回目 「知的財産権を守るマインド」

- ・知的財産の効力と制限（侵害、知的財産制度の問題点、代表的訴訟問題）を学習する。
- ・創造教育の中での著作権学習（特許権、実用新案権、意匠権、商標権との比較）を行う。

5回目 「現代社会での知的財産の重要性」

- ・社会的なトラブル、著作権を守る仕組み、青色発光ダイオードなどの訴訟問題を考える。

iv. 公開授業（著作権に関する授業）への取り組み

2007年12月8日に、これまでに本校で研究してきた知的財産教育を公開授業を通して成果を内外に問う。

2) 教科内での知的財産教育

国語、数学、理科、地歴・公民、英語、保健体育、情報、芸術の各教科において、前期1回、後期1回知的財産に関する授業を行った。教科の中の創造性教育の展開とともに著作権に関する内容を入れて、より身近な著作物についても理解を深めた。

3) 体育祭・文化祭等の行事での取り組み

生徒会及び各クラスにおいて、アニメや図版の取り扱いに関して、著作権について守らなければならないルールについて学習した。

4) 教員研修会

教員が教育活動の中で知っておかなければならない事項について、外部講師を招聘し研修をおこなった。講師は文化庁著作権課元課長の黒澤節男氏である。

5) 生徒講演会

全校生徒を対象に、久留米大学の大家重夫先生を招聘し、①著作権の歴史、②日常の著作権等について講演を頂いた。

6) 教科情報との連携

コンピュータ実習や授業で、常に著作権を取り扱っている教科であり、年間を通して体系的な著作権教育をおこなった。

7) LHRでの取り組み

LHRでのクラス活動時に、著作権についての理解や活用を話し合う。

8) 高校現代文明論での取り組み

本校では、「総合的な学習の時間」を「高校現代文明論」として各学年1時間をあてている。

高校現代文明論Ⅰ・・・テーマ別学習に取り組む。(資料収集に著作権を尊重する。)

高校現代文明論Ⅱ・・・修学旅行の学習を通して幅広い視野を広げる。

(著作権関係資料の取り扱いの大切さを学ぶ。)

高校現代文明論Ⅲ・・・社会人としての著作権を考える。

(著作物を生み出した人を大切にする社会を考える。)

(4) 研究の成果

年度の途中に、本校が著作権教育研究協力校の指定を受け、公開研究授業の期日を12月8日に定めた。公開授業の対象学年を2年生とし、本年度第4回目の「知的財産制度の理解(著作権教育)」(4クラス)を実施し、また教科の中の知的財産教育(著作権を絡める)も英語Ⅱ、古典Ⅰ、現代社会、情報A、音楽Ⅰ、生物Ⅰを公開授業とした。本学園が独自に行っている知的財産教育と共に、8月の後半から全体の準備を始め、「著作権教育」に関する教員研修を実施し、また全校生徒を対象の講演会を企画し著作権の理解を深めて行った。この間に、文化庁の著作権課からの資料を生徒に配布し、事前の学習準備を重ねていった。担任の学習会として、付属第四高校で実施された公開授業をもとに研修を行い、本校なりの生徒が参加する知的財産授業とは何か、授業とはなにかを模索していった。知的財産教育はテーマが与えられただけでのスタートであったが各担当者が、特別授業の内容の探求や、教科の特性、個人が持つ特色を生かして授業を組み立てて行った。

1) 各学年知的財産特別授業(15時間)

i. 第1学年の特別授業のまとめ

第1学年は知的財産教育の導入であるため、まず知的財産に関する認識から学習に入った。

1回目は日本が世界の中で現在どのような立場であるか考えさせ、そのための取り組みにも

目を向けさせた。2回目は、発明の歴史や現在活用されている発明品や著作物に目を向けさせ、知的財産が私たちの社会を豊かにすることを考えさせた。3回目は学園オリンピックの「暮らしを豊かにするアイデア」を取り組ませた。4回目はクイズを通して著作権に関するマインドを育てた。クラスによっては、1回目から3回目までを連続した形で商品開発や著作権に関する事項を考え、独自の発展教材で実施した。これらの授業を通して生徒達の知的財産への見方が少しずつであるが変わってきたようである。

ii. 第2学年の特別授業のまとめ

昨年度において知的財産の基礎を学んだ事を参考に、次のステップで知的財産教育のやや応用編を実施した（高校現代文明論で各担任が授業を行った）。知的財産教育（著作権）の研究公開授業として全国の先生方に参観頂いた。年度当初は幅広く知的財産権を扱う内容を予定していたが、文化庁から著作権教育研究協力校に指定されたことから、特に「著作権」に重点を置いて特別授業を展開した。「著作権」を生徒達と教員が共に理解しようとするスタンスで授業を展開し、単に著作権のルール理解に止まらず、著作物作成という創造的な活動も取り入れた。第2学年の知的財産教育を通して、より創造的な活動に興味を持つ生徒が増えて来たようである。

iii. 第3学年の特別授業のまとめ

2年間実施した知的財産教育の基本の上に、第3学年の実践を行なった。1回目の未来の商品開発に関しては、ブレinstoring法、KJ法、NM法を紹介し、発想法として取り入れるクラスもあったが、手法がよくわからず紹介だけで終わったクラスがほとんどであった。2回目はその発展として個人やグループで商品の特性や、付加価値を考えた。3時間目は、学園オリンピックには提出するチャンスがないため、パテントコンテストを紹介し、次のステップを考えさせた。4回目は社会とのつながりになる知的財産権（著作権）の侵害や、訴訟問題を考えさせた。各クラスでは様々な最近の事例を取り上げ、生徒達も興味を持った様である。5回目は現代生活における知的財産権（著作権）の重要性を考えさせた。これから社会に出ていくための必要な知識やモラル、マインドなどを総合的に学び、高校における知的財産教育の結びとした。3学年全体を振り返ってみると、やや知的財産に関する専門用語や現代社会の抱える問題点を考えさせたために、教材が難しく、生徒が意欲的に取り組むにはやや重すぎた感じを持った。次年度に向けた検討課題としていきたい。また知的財産教育委員会の用意した教材ではなく、自主的にクラスに応じた取り組みもあった。目的とテーマにそって、ある程度発展的に取り組む場合は、クラスの事情に応じて独自の教材開発を奨励してもよいと思われた。成果として第3学年は知的財産教育が社会との繋がりの中にあることが分かったのではないだろうか。

iv. 公開授業へ（著作権に関する授業）の取り組み

本校の知的財産特別授業は学年が上がるごとに、段々奥が深くなるラセン型の授業体系を取っており、「知的財産制度の理解」も2年生は2回目になる。テーマの中心を「著作権教育」に持って来るようにし、実施の各クラスの担任に指導案を考えてもらった。担当の各先生とも非常に悩みながらも公開授業の1週間前には実施の指導案を提出し、準備を重ねて公開授

業の当日を迎えた。

公開授業に取り組んだクラスの実践は以下の通りである。

- a. 2年1組【書道の授業時間に作った雅印を押すことによって、更に著作物の価値を高めさせることを理解させる授業】

授業で作った雅印を押すことで、更にその作品が世界に一つしかない著作物である事を証明し、日本や中国では長い歴史の中で著作権が重要視されていたことを理解させた。この内容を教材として現在の著作権制度について考え、作品を作り理解させた。

- b. 2年2組【学校の特徴を表現させる内容から「著作権の保護」を理解させる授業】

グループで学校の特徴をよく表したキャッチフレーズやシンボルマークを考え、作品に込められた制作意図や想いを発表し、作品のオリジナリティを互いに認め合う態度を育成しながら著作物の創造の大切さと保護の重要性を理解させた。

- c. 2年3組【様々な表現方法を導入して五感で「著作権」を理解させる授業】

著作権について、各グループが伝えたいテーマを設定して寸劇、紙芝居、コント、クイズ等の様々な手法で表現させ、著作権に関する疑問点や問題点をクラス全体で共有し、全員で討議しながら著作権制度の必要性を理解させた。

- d. 2年理数科【デジタル写真ライブラリーの作成を通して「著作権」を理解させる授業】

生徒が撮影したデジタル映像に、自ら考えた写真の説明文、著作権情報を埋め込み（メタデータ）、「付加価値」を与えた著作物の作成を通して、著作権制度の理解と保護、活用 の概念を理解させ、他者の作品や権利を尊重できる精神の育成を図った。



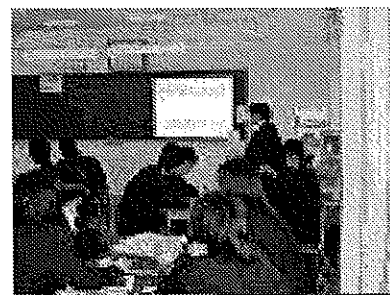
2年1組



2年2組



2年3組



2年理数科

v. 知的財産特別授業（著作権教育）を終えて

今回の公開授業を体験して、知的財産教育の手法は無限にあることを感じた。生徒が「著作権」というテーマに沿って、守るべきルールだけではなく、積極的に活用する方法まで考えたクラスも出て来た。著作権に関するマインドの育成を目標にしたが、ある程度は達成されたと思う。今回の公開授業だけではなく毎回の授業も、このような形で実施できれば生徒も興味を持って参加出来るであろう。現在どの知的財産に関する授業の時間も一般的な教材を用意はしているが、公開授業の記録（ビデオ）を参考に独自の教材を使って効果のある授業を一クラスでも多くの実施が望まれる。

2) 教科の中での知的財産教育

本校では、今年度各教科で2回の教科内での知的財産教育の取り組みを実施する予定を立てた。公開授業では各教科の中で知的財産教育をどの部分で生かすか、特に創造性をどの場面で育てるかをテーマに取り組んだ。知的財産教育を推進する研究部、授業担当者同士が打ち合わせをしながら指導案を立て、公開授業に向けて準備を整えていった。

i. 教科の中に知的財産教育を取り入れた公開授業

a. 理科（生物Ⅰ）【「生物の進化」に関する授業】

生物の進化には必ず必然性が存在するが、「生物の形質」に潜む進化的必然性の意義をクイズ形式で考えさせた。

b. 国語（古典）【「方丈記」を現代に再現させることで「無常観」を理解させる授業】

方丈記の特徴である比喻表現や対句表現の理解と「無常観」を自分達の言葉で表現し、現代版「方丈記『ゆく河の流れ』」を創作し、創造性を伸ばす授業を展開した。（著作物の創造）

c. 情報A【「産業財産権（工業所有権）、著作権」の基礎を理解させる授業】

産業財産権、著作権に対しての基礎を具体的な事例から確認し、パワーポイントを活用した図形描画の応用を通して「著作権」についての考え方をまとめさせた。

d. 英語Ⅱ【英語単語から「即興の物語」を創る授業】

生徒が選んだ単語を使って各グループで英語の物語を作らせた。作業の途中で、各班に教員が用意した物品をくじ引きで選ばせて、その物品の単語を更に加えた上で急遽物語を再構築させる授業を実施し、創造性を育成した。（著作物の創造）

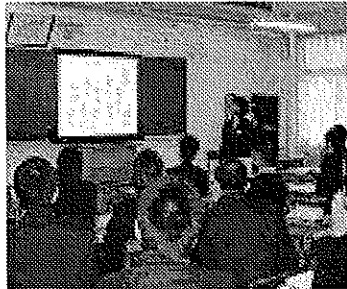
e. 芸術（音楽Ⅰ）【苦勞して作曲した人の「権利を守る」意識から著作権を理解させる授業】

過去に盗作問題になったいくつかの歌を生徒に歌唱指導し、どこまで曲が似てきたら盗作かを考えさせた。また、ピアノによって類似した曲を聞かせながら著作権について考えさせ、JASRAC（日本音楽著作権協会）の存在と役割を紹介した。

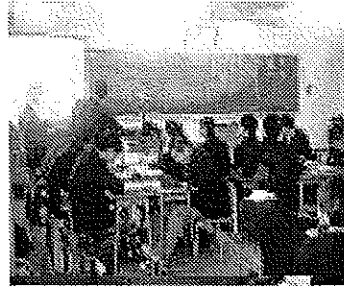
f. 公民（現代社会）【「市場競争と商品開発の関係」を例に「競争力向上に特許が果たす役

割」を理解させる授業】

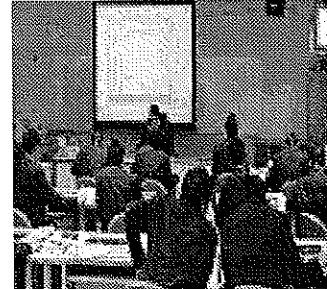
「競争市場における企業の商品開発」に例をとり、創造力・発想力と競争力の関係、知的財産保護の重要性を体験的に学習させる授業。各グループでカップ麺を考案し、プレゼンテーションを通して「売れる商品」（デザインなどの著作物）にはどのような工夫が必要かを消費者の立場で体験させる授業を実施した。



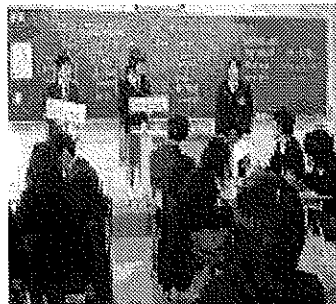
生物 I



古典



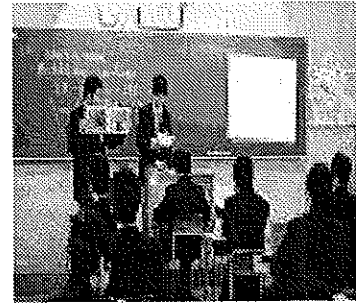
情報 A



英語 II



音楽 I



現代社会

ii. 教科の中での知的財産教育を終えて

教科の中での知的財産教育では、知的財産権にとらわれず、のびのびとした創造や、課題にチャレンジし、問題の解決方法をクラスの仲間達で模索していく積極的な姿勢を育成していきたい。意欲的な素晴らしい授業の組み立てが創造性（著作物を生み出す力）を育てる知的財産教育と相通じるものであると信じる。

3) 体育祭・文化祭等の行事での取り組み

学校行事において、やはりクラスや団（グループ）のシンボルとして各種のキャラクターを取り入れた旗や看板が作られた。行事に取り組む事前学習として、学内著作権広報「コピーライト」や高校生にとっては易しい内容であったが文化庁監修（財）消費者教育支援センターの「インターネット時代のまんが著作権教室」の冊子を使つての著作権教育を行った。その結果、例年テレビアニメを取り入れた安易な看板や旗ではなく、クラス独自で創造性溢れるオリジナルな作品になり、著作物の創造者としての意識の芽生えが感じられたようである。特に本年はクラス旗作りに著作権教育の成果が顕著に現れた。

4) 教員研修会（教員が教育活動の中で知っておかなければならない事項）

実施日：平成18年11月 27日（月）

文化庁著作権課元課長の黒澤節男氏を講師を招き、「学校に必要な著作権教育」のテーマで

全教員を対象に講義を頂いた。特に、教師が知っておかなければならないルールや生徒達に著作権の大切さを育てていく心を、事例を含めて教えて頂いた。

5) 生徒講演会

実施日：平成18年12月5日（火）

久留米大学法学部の大家重夫教授を招き体育館に全校生徒を対象に、「生活の中の著作権」のテーマで講演を頂く。特に、高校生が知っておかなければならないルールや著作権を守っていくマインドを、事例を含めて教えて頂いた。特に先生は、日本の著作権の歴史に明るく、明治初期から現在に至る著作権の歴史に関して詳しい講義を頂いた。

6) 情報の教科との連携

本校の情報教育は、座学やコンピュータ実習の各単元で、常に著作権を取り扱っており、今年度も年間を通して体系的な著作権教育を実施している。特にインターネット上から情報や図、写真の扱いにおいては、指導が徹底しており、安易な情報収集でのレポート作りを諷める教育をしている。ホームページへの写真の掲載、論文の引用など、毎時間の教材作りには著作権尊重という意識を通し、判断できる生徒の育成を目指した。

7) LHRでの取り組み

本校では担任とクラスが主体のホームルーム活動が授業時間の中に用意されており、本年度は著作権教育推進という立場で、特に学校行事の準備段階から、この時間を積極的に活用し著作権についての理解や、活用を話し合う機会を多く設けていた。参考になるテキストとしては、文化庁長官官房著作権課発行の「学校における教育活動と著作権」、「著作権教育5分間の使い方」、社団法人著作権センターの「はじめての著作権講座」、「はじめての著作権講座Ⅱ」、「学校教育と著作権」、「私的録音録画と著作権」を使い、時間や内容については担任判断で実施して頂いた。

8) 高校現代文明論での取り組み

本校の高校現代文明論は、「人生にとって大切なものは何か」「我々はいかに生きるべきか」を自らが考え、しっかりとしたものの方、考え方を養い、人間、社会、自然、歴史、世界等のテーマについて考え、創立者が示した「物質文明と精神文明との調和した新しい文明とはいかにあるべきか」を探究する姿勢を養う教科である。この教科にはテーマ別学習が準備されており、各グループがそれぞれのテーマで資料を調べ発表した。いずれも資料を調べグループ毎にまとめさせるのであるが、資料の引用、出典の明記、図版や写真の取り扱いに関して著作権を守る教育を積極的に実施した。

9) まとめ

本校の著作権教育の推進に関しては知的財産教育推進委員会（教頭、教頭補佐、教務主任、研究主任、各教科1名）が母胎となり、学園の一貫教育委員会第五部会からも助言を受けながら研究してきた。また著作権教育の企画、具体的推進として地元の福岡教育大学教養学部保条成宏先生のご指導を頂いたり、「著作権」の学習に関して文化庁著作権課元課長の黒澤節男氏を

講師に招き著作権に関する職員研修を実施した。また全校生徒を対象に久留米大学の大家重夫先生をお招きし著作権教育の大切さや歴史的背景について講演を頂いた。本校を含め、東海大学では幼稚園から大学院まで、知的財産教育が5年前から実施されており、今回の「著作権」もその中で扱われていた。8月に本校が文化庁より、著作権教育研究協力校の指定を受けてより、特に「著作権」についての部分に重点を置き推進を図った。今回の報告に関しても知的財産教育で「産業財産権」に関する事項が多く含まれているが、その中で「著作権」との類似する点、また異なる点を対比させ総合的に学習を重ねて来た。そのため報告書が全て「著作権」の分野のみでないことをご理解頂ければ幸いである。毎日の学習において、生徒への提出レポートに引用や出典が明記され、インターネットの資料にはURLが明記される事が多くなって来たことは著作権教育の成果であろう。また本校が昨年12月に「著作権」を主とした知的財産教育（主に著作権に関する授業）の公開授業を実施したが、その中で感じられた事は、著作権教育に取り組むことによりクラスの団結や和が生まれ、クラス経営に大きな影響を及ぼしたことや、教科の中での知的財産教育（著作権教育）実施が、教科教育を深める因子に成り得ると思われたことであろう。今後の本校の取り組みとしては、著作権教育が従来の教育と別個のものではなく、創造性を伸ばす同一の教育と捉え、今後も研究を続ける予定である。最後に物心両面で指導にあって頂いた文化庁の関係各位、大学や各方面の教育機関の方々に深く感謝の意を捧げる。

教科の中の 著作権教育 指導案

東海大学付属第五高等学校

学校法人東海大学知的財産教育指導計画書

実施学校名 東海大学付属第五高等学校						
実施日 2006 年 12 月 8 日		実施時間 第 2 学年 公開授業Ⅱ		指導教諭 木 下 浩 治		
実施授業科目 古 典				実施場所 2 年 5 組 教室		
実施クラス 教科担当クラス				出席生徒数 30 名		
本時の指導目標・テーマ						
○現代版「方丈記・ゆく河の流れ」を創作。(創造力を育む)						
○著作権などの理解を深めるとともに、方丈記の特徴である比喻表現や対句表現の理解、また、「無常観」を自分たちの言葉で表現し、現代版「方丈記・ゆく河の流れ」を創作することにより、創造性を伸ばす。						
	学習内容	学習活動	指導上の留意点	教材・資料	配当時間	学習形態
導 入	前時までの復習	前時までの学習活動を確認する	前時までの学習の流れを説明する		5 分	一斉授業
	本時の予定と目標	本時の予定を確認する	本字は発表が中心になることを生徒に伝える			
展 開	作品発表	グループ発表	グループ発表	各班の作品 プリント プリント	25 分	一斉授業
	各グループ（6 人 1 組）で、創作してきた内容の発表。	班の発表を聞き、さらに各班の発表内容から要点を捉える。	相手に聞き取りやすい大きな声で自分達の班の特色を生かした発表を心がけるように注意を促す。		5 分	各自
	相互評価 各班の作品に対するコメント発表。	各班の発表を聞き、自分の意見などをノートにまとめる。	机間巡視 まとめた意見を指名により発表させる。 生徒たちの素直な意見を大切に評価する。		5 分	一斉授業
ま と め	授業のまとめ	知的財産権・著作権などを再度確認する。	著作権の発生を意識させる。		5 分	一斉授業
	本日の授業感想	授業感想をノートにまとめる。	知的財産が豊かな生活に結びつくことを理解させる。	各自ノート	5 分	各自
備 考						

学校法人東海大学知的財産教育指導計画書

実施学校名 東海大学付属第五高等学校						
実施日 2006 年 12 月 8 日		実施時間 第 2 学年 公開授業Ⅱ		指導教諭 華表芳暁、中山貴宏		
実施授業科目 情報 A				実施場所 第 2 コンピュータ室		
実施クラス 2 年 6 組				出席生徒数 32		
本時の指導目標・テーマ 産業財産権（工業所有権）、著作権に対しての基礎を具体的な事例から確認する。 また、パワーポイントを活用した図形描画の応用を通して著作権についての考えを深める。 ＊情報の授業は常に 2 人以上の教員で担当している。						
	学習内容	学習活動	指導上の留意点	教材・資料	配当時間	学習形態
導入	・授業準備	・コンピュータのログインをする ・教科書 P62～P65 を開く ・教科書を忘れた生徒は課題プリントを持って借りに行く ・課題プリントへの記名をする	・教員 A が司会、教員 B が助言を担当。 ・ログインさせる ・教科書を忘れた生徒に対して、旧教科書を貸して、チェックした後、P78～P81 を開かせる ・課題プリントに記名をさせる	・教科書 ・課題プリント	5 分	一斉
展開	・知的財産権に対する知識の確認	・今回の目的を聞く ・著作権と産業財産権についての解説を聞く ・教科書の内容を確認しながら、教員の解説をもとに問 1) を完成する。	・今回の目的が知的財産権の基礎確認と、パワーポイントを利用した図形描画の応用であることを伝える ・産業財産権には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権があることを確認させる ・問題文を教員が読みながら生徒に回答を記入させる ・提示したマークにも著作権があるが、法的に問題ない範囲で活用していることを伝える		5 分	一斉
	・設定に沿ったマーク利用の是非を考える	・問 2) を完成する ・問 2) の自己採点をする	・問題の意味をよく理解させて回答させる ・提示されたマークについて、目的に沿った形での使用の是非を解説して回答し自己採点をさせる（目的外の使用はできないことを伝える）		8 分	
	・パワーポイントでの図形描画の応用	・オートシェイプを利用した自由な図形を描く練習をする（自由な図形…規定にない形）	・教員 A は生徒の理解度を把握しながら、図形描画方法を解説する		25 分	
	・実践練習	・提示されたマークを参考にして、その図形を作成する	・問 2) で○印になるマークを一つ選ばせそのマークを作成させる。			

ま と め	・保存、印刷 ・提出、片付け ・まとめ	・作った作品を保存し、印刷する ・表紙をつけて提出する ・まとめをしっかりと聞く ・来週の連絡事項があればしっかりと聞く	・フラッシュメモリを 忘れた生徒は デスクトップに保存させる ・印刷を確認してから片付けをさせる ・マークにも著作権があり不用意に利 用しないことを確認する ・図形描画の応用で手書きでないデザ インが比較的容易にできること と、機会があれば活用していくよう に伝える		7分	一斉
備 考						

一貫教育委員会第五部会

学校法人東海大学知的財産教育指導計画書

実施学校名 東海大学付属第五高等学校						
実施日 2006 年 12 月 8 日		実施時間 第 2 学年 公開授業 II		指導教諭 弓削 靖子		
実施授業科目 英語				実施場所 2 年 7 組		
実施クラス 2 年 7 組				出席生徒数 27 名		
本時の指導目標・テーマ Theme : General Civilization						
Aim of this period : To cultivate students' thinking ability and develop students' imagination						
To give students' the opportunity to have an demonstration						
	学習内容	学習活動	指導上の留意点	教材	配当時間	学習形態
導入	・ Greeting ・ Explanations the aim of this lesson and procedure.	・ All groups were asked to make short story beginning " One day..." using some key words for homework.	・ Divide students into groups ・ Observe students' activities by walking around the classroom	Work sheet	5 min.	Group
	Remake the stories	・ Students have to pick up one more items and remake their stories using the items .	・ Students choose the lot and find what items they get. ・ Help students write the sentences if necessary.	Work sheet	20 min.	Class Group
展開	Demonstrations	・ Each group comes up to the front and give demonstrations ・ Each student has to say more than one sentence using the word cards.	・ Explain the attitudes for doing the demonstrations ・ Other students listen carefully to others and give them comments.	Evaluation sheets	20min.	Class
	Students' comments and teachers' comment	・ Students write their comments for each group. ・	・ Pick up some students to give us their comments ・ Encourage students to think that making the story is fun		5 min.	Class

学校法人東海大学知的財産教育指導計画書

実施学校名 東海大学付属第五高等学校						
実施日 2006 年 12 月 8 日		実施時間 第 2 学年 公開授業Ⅱ		指導教諭 小野 晶子		
実施授業科目 生物Ⅰ				実施場所 2 年 4 組		
実施クラス 進学文系 2 年 4 組				出席生徒数 20 名		
本時の指導目標・テーマ 「生物の形質における進化的意義」						
自然界の発明品ともいえる「生物の形質」。自然界には多数の生物がそれぞれ多様な姿かたち（形質）をして生きている。「生物の形質」は、意味なくして進化するものではない。生物が進化し繁栄するには、より環境に適した、より子孫を残す形質でなければならないからである。一方、人類の創りだす発明品は、始めに動機（利便性など）があり、それを追求し、形にすることで生まれる。その点において、環境に適し、かつ、子孫繁栄に貢献する「生物の形質」は、人類の創りだす発明品と同様に、自然界の発明品と考えられる。						
本授業では、動機があって何かを創り出すという発明の行為を逆の方向からとらえ、自然界の発明品である「生物の形質」に潜む進化的意義を、クイズ形式を用いて考えさせることを目標とする。						
	学習内容	学習活動	指導上の留意点	教材・資料	配当時間	学習形態
導入	予備知識の確認	形質の基本的な知識を確認する	・基礎知識を確認させる	パワーポイント プリント	15	一斉授業
	クイズの準備	授業の手順を確認する	・例題を出し、問題への取り組み姿勢を確認させる		5	
展開	クイズ（思考活動）	提示された形質について、その理由を考え、班ごとに発表する	・理由のつけられない単なるひらめきだけではなく、理由付けのできる答えを引き出すように指導する ・単純な問いから複雑な問いへと進め、段階的に考えさせられるようにする ・理由を考えさせるだけでなく、改善点も挙げさせるようにする	パワーポイント ホワイトボード	25	班活動
まとめ	形質についての確認	生物のもつ形質における各々の適応してきた意味を理解する	・形質には進化的意義があるということを認識させるとともに、現在がゴールではなく、いまだ進化の途中であることを理解させる	パワーポイント	5	一斉授業
備考						

学校法人東海大学知的財産教育指導計画書

実施学校名 東海大学付属第五高等学校						
実施日 2006年12月 8日			実施時間 第1学年 公開授業Ⅱ		指導教諭 笠井 貴 伸	
実施授業科目 地歴・公民 現代社会					実施場所 理数科1年1組教室	
実施クラス 理数科1年1組					出席生徒数 27名	
本時の指導目標・テーマ						
指導目標・・・市場経済の競争原理と知的財産権の関わりを理解する。						
テーマ・・・企業間の市場における非価格競争と知的財産権						
※ 通常の授業の中で知的財産権についての内容を盛り込み易い単元を設定して授業の中にどう関連づけて理解させるかがカギとなる。「知的財産権」の授業ではなく「現代社会」の授業とする。						
	学習内容	学習活動	指導上の留意点	教材・資料	配当時間	学習形態
導入	資本主義経済の特徴である市場での自由競争についての復習	市場における競争原理について理解しているかどうかを確認する。 市場競争の結果として価格先導者(プライスリーダー)の出現によって価格競争が減じ、非価格競争が激しくなることを思い起こす。	非価格競争に知的財産権が大きく関わることを考えさせる。 本時の目標やテーマがここにあることを明示する。	教科書・ノート	7分	一斉(講義)
展開	寡占市場における非価格競争を再現する。 カップ麺に例をとり企業の商品開発部の社員として自社製品をアピールする。	予め設定した4班がカップ麺の新製品のプレゼンテーションをおこない「売れる商品」となるようにどのように工夫しているかを説明する。(教師も加わる) 他の生徒は消費者の立場から判定をする。	他社(他の班)の製品との差別化をはかるために何ができるか。 既製の製品の模倣を避け新しいアイディアが発表できるように事前に指導する。 特許・意匠・商標・著作権に言及	パーソナルコンピュータ、プロジェクターを使用し予め準備した製品を紹介する。	35分	班ごとの発表(生徒参加型)
まとめ	今日経済活動における知的財産権がいかに重要な要素となっているかを確認し理解する。	生徒の判定を受けて非価格競争において何が勝敗を決するものとなったかを確認し、知的財産権の大切さを学ぶ。	現代社会における経済活動で知的所有物・知的財産権が重要な意味をもつことを確認させる。併せて国際競争にも言及する。	国際競争力データ	8分	一斉(講義)
備考		パワーポイント(PPT)を用いた発表	同じ土俵で教師も発表(生徒が判定する)		発表内容による。	

学校法人東海大学知的財産教育指導計画書

実施学校名 東海大学付属第五高等学校						
実施日 2006年12月8日		実施時間 1学年 公開授業Ⅱ		指導教諭 田中秀一		
実施授業科目 音楽Ⅰ				実施場所 音楽教室		
実施クラス 1年4組				出席生徒数 35名		
本時の指導目標・テーマ 「音楽を苦勞して作った人の権利を守る」という内容を、一つの判例を通して生徒に理解させ著作権の大切さを理解させる。						
	学習内容	学習活動	指導上の留意点	教材・資料	配当時間	学習形態
導入	服部克久作曲「記念樹」と小林亜星作曲「どこまでも行こう」の歌唱を通して、楽しみながらも、メロディーの類似性を体感させる。	歌唱	楽しめる音楽として紹介し、いきいきとした歌唱を目指す	「記念樹」 「どこまでも行こう」	15分	授業形態
展開	「記念樹」が盗作であるという最高裁の判例を紹介する。 ↓ 音楽著作権について学ぶ。	判例の概要を示した後に、小林亜星の作曲家としての権利を服部克久がどのように侵害したのかを、楽譜を通して理解する。 ↓ 著作権と著作隣接権について理解する。	共通した音符がどのように配列しているのかを明示する。 ↓ JASRAC（日本音楽著作権協会）の存在を示す。	「記念樹」 「どこまでも行こう」の楽譜 ↓ 印刷物	25分	授業形態
まとめ	音楽を含め、創作活動とそれを保護する権利の大切さを理解させる。	ピアノによって、類似した内容を示す（盗作？）音楽を紹介しながら、その類似点を確認する。さらに、作曲者の権利を守ることの重要性を考える。	未だ裁判で決着していない内容につき、慎重に作品を紹介する。 「音楽を苦勞して作った人の権利を守る」ことが芸術文化に如何に重要かを説明する。	楽譜等の資料は使わずピアノの音を聴取する。	10分	授業形態
備考						

知的財産教育 指導案 (著作件)

東海大学付属第五高等学校

学校法人東海大学知的財産教育指導計画書

実施学校名：東海大学付属第五高等学校						
実施日：2006年12月8日		実施時間：第2学年 公開授業Ⅱ		指導教諭：大丸 忠		
実施授業科目：知的財産教育→「著作権を理解する。」				実施場所：2年3組教室		
実施クラス：2年3組（担任担当クラス）				出席生徒数：32名		
本時の指導目標・テーマ： ～「著作権だよ！全員集合！」～						
1. 著作権について、学んだことを再確認し、生徒自身がテーマを選択し事例発表する。 さらに、事例発表にとどまらず、違反に対する罰則等も認識させ著作権の重要性に気付かせる。						
2. 著作権という制限がなければどうなるかを考えさせ、その必要性和本質を見極める。						
3. 生徒自身に好きなテーマを選択させ「五感で楽しく学ぶ」ということに少しでも近づくように努める。						
	学習内容	学習活動	指導上の留意点	教材・資料	配当時間	学習形態
導入	・前時の確認	・著作権の種類を再確認する。	・生徒に質問し再確認させる。特許権との違いに触れる。	模造紙	7分	一斉授業
	・本時のテーマ発表	・黒板のパネルで本時のテーマを確認する。	・テーマを発表し、生徒自身が発表しやすい雰囲気をつくりあげる。	パネル		
展開	・事例発表（グループ発表） ※司会進行役は生徒が行う。	・各グループが5分程度それぞれの選択したテーマで具体的事例発表を行う。 ↓ ①「アタック著作権」→クイズ形式で学ぶ（教える）。 ②「著作権隣接権」を知ってるかい？→紙芝居形式で学ぶ（教える）。 ③「笑って、納得！著作権」→コント形式で学ぶ（教える）。 ④「もっと知りたい著作権」→法律事務所形式で学ぶ（教える）。 ・上記の学習内容を事例発表をもとに考える。	・事例発表に留まらず著作権侵害のときの罰則まで発表するよう促す。 ・発表が終わったら感じたことをワークシートの記入させる。疑問に思ったことは積極的に質問させる。 ・なぜ著作権が必要なのか、本質を見極めさせる。	パネル 模造紙 CD等 紙芝居 ワークシート	35分	グループ活動
	・もし、著作権がなかったら？					
まとめ	・本時のまとめ	・授業を振り返り、再確認する。 ・「クラス詩」をもとに、本時の授業につて、理解を深める。	・文化祭で作成した「クラス詩」を生徒に朗読させ、大切なことは何かを訴える。	ワークシート 「クラス詩」	8分	一斉授業
備考						

学校法人東海大学知的財産教育指導計画書

実施学校名 東海大学付属第五高等学校						
実施日 2006年12月8日		実施時間 第2学年 公開授業Ⅱ		指導教諭 廣渡 孝		
実施授業科目 知的財産教育 著作権				実施場所 理数科2年1組		
実施クラス 理数科2年1組				出席生徒数 26名		
本時の指導目標・テーマ (知的財産の中でも身近なものである著作権について実践的課程を通じて学ぶ。) ・自分たちが参加した行事の写真をデジタル写真ライブラリーとして学校に残すための準備をする中で、著作権について理解しそれを守ることや創造することについての意義を学ぶ。 ・自分が著作者としての立場に立って考えることにより、著作権を守る心を育てる。						
	学習内容	学習活動	指導上の留意点	教材・資料	配当時間	学習形態
導入	本時の学習内容を確認する 著作権に関して今まで勉強したことの復習を行う。	著作権は著作物を創作した時点で自動的に権利が発生し、以後、著作者の死後50年まで保護されることを再確認する。 写真データの著作権や写真のキャプションを残すことが写真を将来活用する際に必要であることを理解する。前時に作ったキャプション入りデータを活用する。	私たちが日常生活の中で撮っている写真も著作物であり、著作権が存在する。ならばきちんと著作権について権利処理をしておかないとせっかく学校に残した写真も利用することができないかもしれないことを認識させる。	プロジェクトを使ってメタデータを表示 Photoshopのファイル情報 IPTCメタデータを表示)	10分	一斉授業 班別に机を並べておく
展開	写真の中にある創意工夫を見つけだす。 写真の記録性(付加価値でも良い)を高めるために何が必要かを考える。 今回撮影した写真を何年か後に後輩たちが利用しやすいように保存する (著作権、肖像権)	班ごとに写真に記録するデータやキャプションを考える。 今回はライブラリーに保存する写真(画像データ)や解説を共同で製作しているのでクラス全員の著作物であることを理解する。 原案のできたところから事前に枠を書いておいた模造紙に記入する。 (将来使える範囲も記載する) 自分たちの考えた写真の解説や添付するデータについて発表する。	前時につくっておいた4・5人の班で、撮影したデジタルカメラの写真の解説や添付するデータを考える。 班の代表者がグループの意見を集約して解説等をきちんと作成するように指導をする。 自分たちのつくった写真の解説を前に出て発表させる (可能な限り多くの班に発表させる。残りは発表した班とともに後日教室に掲示をする)。 自分たちで写真データに添付した解説も著作物であることを理解させる。	デジタルカメラで撮影された写真を準備 キャプションや著作権者データを記入する枠をあらかじめコンピュータ画面にあわせて模造紙に枠を作っておく	28分	一斉授業と班活動 班活動 一斉授業と班活動
まとめ	授業のまとめ 今日の授業のアンケート 次回の予告	自らが製作する側に立ったことで著作権への関心が権利侵害をしないためのものだけでなく、自らの権利を守るという意識が必要であることを理解する。 アンケートへの回答 今後も知的財産教育が継続することを確認する。	自分たちで著作権のある写真に対して権利関係や著作物である解説データを添付した写真を作成し残すことで著作権を守り、創作することへの関心を持たせるようにする。PPを使ってまとめを行う。 アンケートをとる。 次回は「知的財産活動の重要性」を実施する事を伝える。	本時のまとめをPPにまとめておく	8分 4分	一斉授業 各自記入 一斉授業
備考						

学校法人東海大学知的財産教育指導計画書

実施学校名 東海大学付属第五高等学校						
実施日 2006年 12月 11日		実施時間 2学年 第4時間目		指導教諭 担任教諭		
実施授業科目 知的財産教育 3. 知的財産制度（著作権）の理解				実施場所 教室		
実施クラス 担任のクラス				出席生徒 30名～40名		
本時の指導目標・テーマ（著作権、特許権、意匠権、商標権、を理解する。） ・クイズ形式で身近な知的財産権（著作権編）を知る。 ・さまざまな知的財産権を理解させる。						
	学習内容	学習活動	指導上の留意点	教材・資料	配当時間	学習形態
導入	本時の学習内容を確認する 知的財産権に関する事例を紹介する	日常生活の中で発明に関しての特許権に関する意見を生徒に聞く。	日常の事例を上げる事により、生徒が知的財産権についてか考えやすいように誘導する。	パネルプリント（さまざまな知的財産権）	5分	一斉授業
展開	一般的知的財産権について知識の確認	クイズ形式で、知的財産権（著作権）の例を紹介し、○×式で問題用紙に答える。 （回答時間に黒板に各グループの回答欄を書く） グループで考えさせ、回答させ、理由を考えさせる。各班の回答結果を黒板に記入	4人のグループをつくり、班長を、立候補、じゃんけんで決めさせる） 班の代表者の理由を全体の生徒に聞かせる。代表者を選ぶ時方法を工夫する（ゲーム的要素を取り入れる） 理論がわかるよう気をつける	問題プリント（角田先生の問題） 回答用紙	20分	班活動
		クイズの回答理由を、班ごとに発表させながら、回答する。		回答プリント～理由つき～を配布（回答後）	10分	一斉授業と班活動
		それぞれの回答の理由を解説				一斉授業
まとめ	授業のまとめ	これから、知的財産権を知っておくことが、豊かな生活に結び付くことを再度確認	知的財産権への理解が定着することを考慮		5分	一斉授業
	今日の授業のアンケート	知的財産教育（著作権）の定着度、発展、疑問	本日の授業が自分達のためになったか、授業に参加できたか。	アンケート用紙	7分	各自で記入
	今後の授業の予告	次回5回目「知的財産活動の重要性」を指示	今後とも、知的財産権教育が継続実施されることを理解させる。		3分	一斉授業
備考						

学校法人東海大学知的財産教育指導計画書

実施学校名 東海大学付属第五高等学校						
実施日 2006年 12月8日			実施時間 第2学年 公開授業Ⅱ		指導教諭 木村 佳苗	
実施授業科目 知的財産教育 「3. 知的財産権を理解する。」					実施場所 2年2組 教室	
実施クラス 2年2組 (担任担当クラス)					出席生徒数 31名	
本時の指導目標・テーマ 東海大五高校のキャッチフレーズとシンボルマークを決めよう！ ～東海大五高校をさらに発展させよう～ ・東海大五高校のキャッチフレーズとシンボルマークを創作。(前時) ・グループ発表を通して制作意図や理由・説明をしっかりと伝え、生徒一人ひとりに考えさせる。また、発表を通じてそれぞれ何を感じたのか、どう思ったのかをしっかりと言葉にし、考え方を深めさせる。 また、活動によって作成したものが知的財産権で保護されていることや著作権の保護によって生まれる利益とそれに違反した場合の罰則について理解を深めさせる。 ・さまざまな知的財産権(著作権、商標権)について考え方を深めさせる。 ・次回の準備を兼ね備えていることを理解させる。						
	学習内容	学習活動	指導上の留意点	教材・資料	配 当 時間	学習形態
導 入	・前時の確認 ・本時の説明と目標の確認	・説明を聞く。 ・本時の内容を確認する。 1. グループ発表 (質疑応答) 2. 知的財産権の理解	・前回の内容を確認し、理解させる。 ・グループ発表を行い、ワークシートを活用することを理解させる。また、知的財産権との関わりを理解させる。	・ワークシート	5分	一斉指導 指導教諭による説明
展 開	・グループ発表 (6グループ) ・ワークシート記入 ・人気投票	・グループ発表を行う。 東海大五高校 1. キャッチフレーズ 2. シンボルマーク 発表後、質疑応答やワークシート上に記入をする。 ・人気投票をする。 (挙手をする)	・グループ毎に考えたキャッチフレーズやシンボルマークの制作意図や理由・説明を解りやすい表現で発表するよう留意させる。 ・それぞれの発表について質疑応答させる。また、考え方を引き出せるように留意する。 ・各グループの発表を聞きながら、ワークシート上に書くよう促す。 ・斬新さやオリジナリティが備わっている	・画用紙 ・マグネット ・ワークシート	35分	一斉指導 グループ発表

			か確認させる。 ・決定したキャッチフレーズやシンボルマークの制作意図や理由・説明を再度確認させる。			
まとめ	・知的財産権に関する説明 ・授業のまとめ ・次回の予告	・活動によって作成したものが知的財産権で保護されていることを確認する。 ・これから、知的財産権を知っておくことが、豊かな生活に結び付くことを再度確認する。 ・次回の授業内容を確認する。	・著作権の保護によって生まれる利益とそれに違反した場合の罰則を理解させる。 ・知的財産権（著作権）について考え方を深めさせる。また、創作する心や権利を保護する心を理解させる。 ・次回の内容は、「知的財産活動の重要性」であることを確認させる。	・まとめ プリント	10分	一斉指導 指導教諭による まとめ
備考						

学校法人東海大学知的財産教育指導計画書

実施学校名 東海大学付属第五高等学校						
実施日 2006 年 12 月 8 日		実施時間 公開授業Ⅱ 4 時間目		指導教諭	二宮敏治	
実施授業科目 「知的財産教育」 知的財産権（著作権）を理解する				実施場所	書道教室	
実施クラス 普通科 2 年 1 組				出席生徒数	29 名	
本時の指導目標・テーマ 「自分の書作品に著作権はあるのか、またより確実な著作権を得るためにはどうすればよいのか」 1. 著作権のしくみを復習する。 2. 日頃の生活での著作物（著作権）をあげさせる。 3. 無断で使うことが出来ない著作物と許可無く使える著作物をあげさせる。 4. 自分の書作品を創作することにより著作権を得ることができ、よって書作品は著作権で守られることを理解させる。						
	学習内容	学習活動	指導上の留意点	教材・資料	配当時間	学習形態
導入	本時の内容を確認させる 前回までの著作権に関する学習を復習する	1. 日頃の学校生活の中で、色々な著作物を生徒が発表する。 2. 無断で他人のものをを使う時の使用範囲と表現の違い。 3. 著作権で無断で使えるものをあげる。	配布した資料の 1～3 までを説明し、質問は大きな声で発表させる。	「知的財産教育の著作権について」プリント配布 パネル	15 分	一斉授業
展開	自分の詩、言葉で書いた書作品を作ろう。	1. 前回に書いた書作品をもとに清書し名前を書き入れをする。 2. 名前の書き終わった作品に姓名印を押させる。 3. 出来上がった生徒の作品を黒板に掲示する。 4. 作品を掲示された生徒はその内容を説明する。 5. 名前と印を押すことにより、世界で 1 つしかない自分の書作品であり、ここで著作権が生じることを理解する。 6. 作家の詩・小説書き物すべては死後 50 年経てば許可無く使え、今回の作品は自分の詩文を使ったのでこの著作権は問題ないことを理解する。	作品に各自で日頃の名前の書きぶりでバランス良く書かせる。 名前の記入により作品に著作権が生じ、さらに自分の印を押すことにより一段と作品の価値が上がることを理解させる。 出来上がった作品を発表者に大きな声でわかりやすく説明させる。	前回の作品を返し、清書させる。 姓名印を渡す。	20 分	一斉授業
まとめ	授業のまとめ	これら、創作物（著作権）は、姓名と印を押すことで、さらに自分の著作権が確実になったことを理解させる。このことが生徒の永い将来において自ら創作物を生み出すことのきっかけになることを理解させる。	芸術作品のニセモノと本物との違いは書道においては本物の微妙な運筆と書風及び印がニセモノと違うということを理解させる。		7 分	一斉授業
	今日の授業のアンケート	生徒は今日の知的財産教育の著作権の理解度・発展・疑問等をアンケート用	アンケート用紙に記入させる。	アンケート用紙	5 分	各自で記入

	今後の授業の予告	紙に記入する。 生徒に次回の知的財産教育・著作権の「著作隣接権」を指示する。	今後とも知的財産教育・著作権の授業が継続実施されることを理解させる。		3分	一斉授業
備考						